

福島県医療福祉機器産業協議会 会費細則

(目的)

第1条 本細則は、福島県医療福祉機器産業協議会規約第13条に基づき、会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は、毎事業年度における会員相互交流の活性化や事業内容の充実等に充てることができる。

2 会員は、年会費として次の金額を負担するものとする。

(1) 規約第4条第1号に規定する会員（企業会員） 20,000円

なお、セミナー等の事業については1法人当たり2名まで無料とし、3名からは別途参加負担金を徴収する。

(2) 規約第4条第2号に規定する会員（個人会員） 5,000円

(3) 規約第4条第3号に規定する会員（その他の会員） 無料

3 10月1日以降に入会した場合には、前号の金額に2分の1を乗じた金額とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎事業年度の会費を原則として6月末日までに一括納入しなければならない。ただし、途中入会の場合、入会を認められた日から1ヶ月以内に納入するものとする。

(会員区分の変更に伴う会費差額の取扱い)

第4条 事業年度の途中で会員区分を変更し、その変更により会費に不足が発生する場合は、当該事業年度の残りの期間に相当する差額を納入するものとする。

2 既に納入した会費は返還しないものとする。

(会計責任者)

第5条 会計責任者は、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構事務局長とする。

2 会計責任者は、協議会にかかる会計業務の一切を行う。

(会費の催告)

第6条 第3条に規定する納入期日を超えても納入されない場合は、納入期限を付して催告するものとする。

2 催告しても納入されない場合、会長の承認をもって会員の資格を失う。

(支出)

第7条 支出をしようとするときは、支払いの基礎となる書類並びに請求書を添付して支出調書によりこれを行わなければならない。ただし、謝金等、その他請求書により難い経費

については請求書によらないことができる。

2 会計責任者は、半期に1度会計担当幹事に収支の報告を行い承認を得なければならない。

(支払)

第8条 支払いは原則として口座振込によるものとする。ただし、現金で支払う必要があるときはこの限りでない。

(決算)

第9条 会計担当幹事は、年1回決算書を作成し、監事に提出し監査を受けなければならない。また、監事は会計監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会計年度)

第10条 本協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(繰越金)

第11条 毎会計年度終了後、収支決算に剰余金が生じた場合は、次期会費収入としてこれを繰り越す。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、幹事会及び総会の決議を経るものとする。

附 則

本細則は平成30年5月23日から施行する。

附 則

本細則は平成30年12月14日から施行する。